

○ 大阪市住宅供給公社 最低制限価格設定基準

制 定 平成 21 年 5 月 1 日
最近改正 平成 22 年 4 月 26 日

(目 的)

第 1 条 この基準は、契約の適正な履行の確保を図るため、最低制限価格について必要な事項を定める。

(設定の基準)

第 2 条 工事請負に関し最低制限価格を設定する場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる工事請負契約については、契約ごとに予定価格の 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第 3 条 最低制限価格を算定する際の端数処理については、千円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 5 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 5 月 1 日より適用する。

(注) 上記方法により算出された最低制限価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額であることから、入札は最低制限価格の 105 分の 100 に相当する金額（千円未満を端数処理）を基準に執行する。

また、事前公表している予定価格については、入札時に見積もり金額の 105 分の 100（消費税及び地方消費税相当額を除く金額）を記載することから、予定価格の 105 分の 100 に相当する額（千円未満を端数処理）とする。